

●香川県告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年5月11日から同年6月1日まで一般の縦覧に供する。

平成19年5月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 本島循環線（257号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市本島町大字大浦字薬師通1590番 2地先から 丸亀市本島町大字大浦字薬師通1757番 1地先まで	8.5~10.8	139	平成14年香川県告示 第700号で変更した 区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成19年5月11日